

# 和歌山区域都市開発区域建設計画

平成18年7月

和歌山県

# 目 次

1. 計画の概要	1
2. 計画の対象区域	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の基本的方向	1
5. 人口の規模及び労働力の受給に関する事項	6
6. 産業の業種、規模等に関する事項	6
7. 土地の利用に関する事項	9
8. 施設の整備に関する事項	11
9. 環境の保全に関する事項	16
10. 防災対策に関する事項	17

和歌山県

## 1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、和歌山区域都市開発区域の整備及び開発に関し、基本的方向及び施設の整備の大綱を示したものである。

## 2. 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和40年5月15日総理府告示第15号をもって告示した和歌山区域であり、関係市町村は次のとおりである。

和歌山地域

和歌山市（一部）、海南市、紀の川市（一部）、岩出市（一部）

橋本地域

橋本市（一部）、伊都郡かつらぎ町（一部）、同郡九度山町

有田地域

有田市、有田郡湯浅町、同郡広川町、同郡有田川町（一部）

御坊地域

御坊市、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡日高川町（一部）

## 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から概ね5箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 4. 計画の基本方向

(1) 本区域は、豊かな自然・歴史・文化資源に恵まれた和歌山県の北・中部に位置し、和歌山市から御坊市に至る臨海部と奈良県から和歌山市に流れる紀の川流域部からなり、和歌山県の行政・経済の中心地域である。

近畿自動車道紀勢線、一般有料道路湯浅御坊道路、一般国道24号・42号、西日本旅客鉄道紀勢本線・和歌山線等が本区域内の幹線交通網を形成しており、近畿自動車道紀勢線や一般国道26号・371号・480号・主要地方道泉佐野岩出線、西日本旅客鉄道阪和線及び南海電気鉄道南海本線・高野線等によ

り、京阪神地域や関西国際空港と結ばれている。さらに、大阪湾ベイエリアの海の玄関口として特定重要港湾和歌山下津港や重要港湾日高港等がある。

また、産業では、基幹産業としての鉄鋼・石油精製・化学等の基礎素材型産業が、紀の川・有田川等の豊富な水資源等を生かし、和歌山市から有田市に至る北部臨海工業地帯に立地するとともに、精密機械等の分野で日本を代表する企業や繊維・日用家庭用品・木材・漆器・皮革・染色等の地場産業も立地している。また、内陸部や紀の川流域部では温和な気候条件と京阪神地域への近接性を活かし、都市圏への農産物供給地の形成と加工組立業等の産業立地が見られるが、府県間道路等の整備により、今後一層の新規立地が期待される地域である。

本区域においては、「安心して活力あふれる和歌山の実現」を基本的な考え方として、京阪神都市圏や大阪南部地域をはじめ、他圏域との交流・連携を進め、物流や快適な住環境の提供等の機能分担、相互補完を視野に入れながら、近畿圏の南の中核拠点地域として、広域的な都市圏の形成を目指す。また、「新ふるさと創り」の理念のもとに大都市から区域内周辺部の農村・漁村への人口流動を図り、より大きな圏域として調和のとれた発展を目指すものとする。

まず、交流・連携を支える交通・情報通信ネットワークの整備、関西国際空港との近接性や国土軸をはじめとする区域内外の連携軸とのつながりを活かした学術・研究機能の充実及び高次生産拠点整備、地域に蓄積された産業資源の強化・活用による新規創業や既存事業の新事業展開、高度化等新事業の創出を促進する。また、本格的な農林漁業体験等の事業の推進により都市との交流を促進し、就業受入や定住に向けた支援を行う。次に、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に代表される歴史文化資源や恵まれた自然を活かした観光・リゾート機能の強化に努めるとともに、豊かな自然環境との調和を重視した潤いと安らぎを感じることのできる都市機能の充実に積極的に取り組む。

さらに、今世紀前半の発生が予想されている東南海・南海地震や風水害に対し総合的に対処するため、ソフト対策を含め、計画的に防災対策を推進し災害に強いまちづくりを進める。

このため、道路網としては、区域内部の主要都市間や京阪神地域との交流・連携に資する、京奈和自動車道・近畿自動車道紀勢線の高規格幹線道路や府県間道路等の幹線道路網の整備を重点的に進めるとともに、東南海・南海地震に備え、緊急輸送道路の整備を推進する。また「21世紀の国土のグランドデザイン」にも位置付けられた太平洋新国土軸をはじめ、関西圏の三つの

環状（大阪湾環状道路、関西中央環状道路、関西大環状道路）の要となり、西日本における広域交流圏の形成にもつながる紀伊淡路連絡道路（紀淡連絡道路）について国や関係自治体等の動向を見つつ、適切に対応していくものとする。

鉄道網としては、西日本旅客鉄道紀勢本線における将来的新在直通化（フリーゲージトレインの導入等）の可能性の検討を推進するとともに、路線の維持確保に努める。

港湾では、紀伊水道に位置し、多くの産業が立地する特定重要港湾和歌山下津港及びエネルギー供給基地としても重要な役割を担う重要港湾日高港において、大阪湾海上交通の負荷軽減、陸上高速交通網と連携した物流の効率化及び大規模地震等の災害に備えたりリスク分散を図るため、港湾機能の強化に努める。また、耐震強化岸壁、津波防護施設など「東南海・南海地震」等大規模災害に備えた防災対策を推進する。

また、情報通信基盤の整備を積極的に進め、情報格差（デジタルデバイド）の解消や和歌山県科学技術振興ビジョンの推進による研究開発機能の充実を図るとともに、県内企業の経営革新や新事業の創出など、産学官の連携による地域産業の総合的なイノベーション支援、地域ブランドの育成などを通じて、本区域の産業の活性化を目指す。

さらに、教育・医療等の高次都市機能の集積、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインや防犯に配慮した生活環境の整備、都市近郊型のレクリエーション施設や農業生産施設の整備・充実に努める。また、歴史街道計画・なぎさ海道計画等との連携を図りつつ、歴史的名所や景勝地等地域の魅力をつなぐルートづくりや、地域の魅力を「道」でつなぎながら、地域と行政が連携して美しい景観づくり、魅力ある地域づくりを目指すシーニック・バイウェイ等各種事業を総合的・広域的に推進する。

- (2) 以上の基本的方向のもとに本区域を、和歌山地域、橋本地域、有田地域、御坊地域の四地域に区分し、それぞれの地域特性と課題を踏まえた地域整備の方向を次のとおりとする。

#### イ 和歌山地域

県の北西部に位置し、和歌山市、海南市、紀の川市及び岩出市で形成された和歌山区域都市開発区域の中心地域であり、臨海部は工業、商業、住宅等の住工混在地域、内陸部は主に地場産業と農業地域であるが、住宅開発や交通基盤の整備により都市化が進展している。一方で旧来からの都市

地域では、中心市街地の空洞化が進んでいる。

この地域は関西国際空港から至近距離にある中核圏域として高次都市機能の集積により国際交流都市圏の形成を図っていく必要がある。このため、京奈和自動車道、第二阪和国道をはじめとする府県間道路の整備や特定重要港湾和歌山下津港の基盤整備による物流機能の強化を図るとともに、新規企業の誘致、和歌山県科学技術振興ビジョンの推進等による研究開発機能の強化、先端技術産業の集積、地域産業の高度化を図り、大阪湾ベイエリアの高次生産拠点としての整備を図る。

また、和歌山市を中心とする都市部では、地域の基幹医療施設の設備充実等さらなる高次都市機能の集積、活用により、中心市街地再生に努める。和歌山市北東部においては、公共施設を設置するなど和歌山市直川地区用地の利活用を促進する。

さらに、和歌山市北西部においては、南海電気鉄道南海本線の和歌山大学新駅（仮称）の整備により交通利便性の向上を図るとともに、新駅周辺及び内陸部郊外の住宅開発、快適で利便性の高い住環境等の整備を進め、一大都市圏の形成を目指す。

#### ロ 橋本地域

県の北東部に位置し、京阪神地域への通勤圏として近郊都市的な要素を有し、大規模な住宅開発である橋本林間田園都市の建設が進められている橋本市を中心に、周辺部はパイル織物等の地場産業地域と果樹栽培を中心とした農業地域を形成している。

今後、地方拠点都市地域として都市機能の集積を図るため、橋本駅前や隅田地区の一部等において土地区画整理事業等を推進するとともに、自立的成長を牽引する核の形成を目指す。また、関西国際空港や京阪神地域から至近距離に位置する地理的条件を生かし、県東部における近隣府県域を含めた中心地域として、地場産業の高度化、先端技術産業や情報通信関連産業等の立地推進や世界遺産高野山の玄関口としての豊富な歴史文化資源、自然環境、田園風景等の保全と活用により観光機能の強化に努める。さらに、和歌山地域、京阪神地域、紀伊半島地域の交通結節機能の強化を図るため、京奈和自動車道、大阪橋本道路、府県間道路などの交通網を整備するとともに、下水道や公園緑地の整備等住環境の整備を進め、都市的利便と緑農空間に囲まれた居住文化エリアの形成を推進する。

#### ハ 有田地域

県の北中部に位置し、有田川河口沿いの臨海部は石油精製、後背地は果樹栽培を中心とする農業地域が広がり、近畿自動車道紀勢線の吉備インタ

一チェーンジ周辺や幹線道路周辺に工業・住宅・公共サービス施設などが集積し、産業拠点や生活拠点が形成されつつある。

今後、商工業では、近畿自動車道紀勢線海南吉備間の4車線化により、さらに高速交通の利便性が増すことを活かして、需要に応じた産業立地を図る。農業では、味一みかんに代表される果樹における高付加価値型農業を進め、観光農園やみそ、しょうゆ等の地域特産品の販売所設置等地域特性を活かした振興を図る。

また、公共下水道等の環境整備を図り、計画的に産業立地や住宅立地を進めることにより、農業・工業と本地域が持つ緑豊かな自然環境、歴史、文化等との調和のとれた、効率的で住みやすい生活空間の形成を目指す。

## 二 御坊地域

県の中央部に位置し、日高川沿いに広がる県下第二の平野を有し、圏域の拠点都市である御坊市と周辺の町が連携したまちづくりが行われており、温暖な気候を利用した花き・野菜などの施設園芸が盛んで、一大農業地域を形成している。

今後、一般有料道路湯浅御坊道路や日高港等の交通ネットワークや物流基盤の整備を推進するとともに、幹線道路、生活道路等の整備を進める。商工業の面では、日高港の利用促進や日高港企業用地（御坊地区）への新規産業立地、地域産業の高度化・高付加価値化などを推進する。農業では、野菜・花き栽培を中心とした高付加価値農業圏域を目指し、農業生産施設の整備を進める。

また、地方拠点都市地域としてJR御坊駅周辺整備を核とした都市機能の集積を図り、商業・行政・文化教育サービス施設の集積を活用することにより中心市街地再生に努めるとともに、豊かな自然・歴史・文化、農林水産業等を活用した体験型レクリエーションの振興等観光交流機能の充実を図る。

これらにより都市・自然・産業が調和した地域づくりを進め、自立発展圏の形成を目指す。

- (3) この計画の実施に当たっては、財政状況等を勘案し、弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途交換及び既得水利権等の変更を要するものは、十分な調整を図る。

また、区域内市町の自主的努力の方向を尊重する。さらに、地域の環境の保全を図るとともに、文化財の保護をはじめ、自然海岸等の保全、治山・治水、エネルギーの安定確保と省エネルギー化及び安全の確保について適切な

考慮を払う。

## 5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

- (1) 本区域の人口総数は、平成 17 年の 761 千人から、少子・高齢化の進展などにより、今後 5 年間に於いてさらに減少することが予想される。
- (2) 年齢階層別人口をみると平成 17 年の年少人口 108 千人、生産年齢人口 486 千人、老年人口 166 千人から、平成 22 年には、年少人口及び生産年齢人口はいずれも減少し、老年人口は増加が見込まれる。
- (3) 労働力の需給については、経済の国内外の競争の激化、産業構造の変化に伴い、労働者に求められる能力が高度化する一方、労働者の就業意識・形態のニーズは多様化しており、今後、雇用のミスマッチが拡大するおそれがある。

雇用のミスマッチを解消し、更なる雇用の安定・拡大を図るため、企業誘致の推進や新事業創出・拡大に対する支援など雇用の創出に取り組むとともに、高等教育機関の充実及び新規成長分野に対応した職業能力開発による人材の育成を図る。

さらに、若年層、女性、団塊の世代を含めた高齢者や障害者などあらゆる労働者の意欲と能力を活かす就業・再就業を支援する雇用促進対策を積極的に推進する。

## 6. 産業の業種、規模等に関する事項

- (1) 経済のグローバル化や少子高齢化の一層の進展など、本区域の産業を取り巻く環境は近年大きく変化している。

今後、本区域の産業の持続的な成長と魅力ある雇用機会を創出するために、県内企業の経営革新や新事業の創出など、産学官の連携による地域産業の総合的なイノベーション支援を進めるとともに、新規企業の誘致に取り組む。また県産品の地域ブランド化を推進し、国内外の市場開拓、販路開拓を進める。

イ 農業では、主力品目である果樹を中心に、野菜や花きなども含めた園芸作物の振興を核とし、多様化する消費者ニーズに対応した地域産品のブランド化を図りながら、競争力のある産地づくりを推進する。また、農業生

産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図るため、広域農道等の生産基盤や流通加工処理施設等の整備を促進する。さらに、農業担い手の育成支援や新規就農の促進等を総合的に推進するとともに、認定農業者制度の活用等を通じた農地の利用集積の促進、効率的かつ安定的な農業経営を図る。

林業では、採算性の低下や就業者の減少・高齢化など厳しい状況にあることから、林業生産基盤を整備し、育林や素材生産コストの縮減を図るとともに、「緑の雇用」を中心とした林業担い手対策を推進する。さらに、森林の持つ国土保全、水源かん養や二酸化炭素の吸収等の公益的機能を持続的に発揮させるため、適切な森林施業を実施するとともに、その施業が円滑に循環できるよう地域材の利用拡大についても積極的に促進する。

漁業では、水産資源の維持増大のため、資源回復計画の促進及びマダイやヒラメなどの種苗放流等により、つくり育てる漁業を推進するとともに、漁場保全、増養殖場造成・魚礁設置等の生産基盤整備を図る。また、漁協合併を推進し、販売部門や魚価の向上のための流通加工体制等を強化するとともに、漁港及び関連道路の整備を図り、持続的かつ安定した漁業を目指す。

さらに、農山漁村地域の活性化を図るため、都市からの人口流動につなげることができる農林漁業体験等を推進するとともに、地域での就業も視野に入れ、受入体制や生活環境を整備するなど、定住に向けた支援を総合的に展開していく。

ロ 工業では、特色有る技術・ノウハウなど地域産業の持つ「ものづくり」の伝統や優れた地域資源を生かした足腰の強い産業の育成・創出を図るため、工業技術センターをはじめとした研究開発機関の強化を図るとともに、産学官の交流・連携による先端技術への対応や創造的人材の育成等を積極的に推進する。さらに、海外市場進出支援や企画提案型産地形成支援を中心に地場産業の新需要開拓及び自立形成支援事業を推進する。

また、工業用地を含む地域の特性を活かした企業誘致を積極的に推進する。

和歌山地域では、臨海部・紀の川流域内陸部に、加工組立産業や先端技術産業、研究所等の時代を担うリーディング産業の導入をさらに推進するとともに、鉄鋼業等の基礎素材型産業の高付加価値化、構造転換を促進する。また、中国をはじめとする海外市場への進出支援や企画提案型の産地育成及び地場産業の高度化のため、技術開発力、デザイン企画力の強化を図り、大阪湾バイエリアにおける新たな高次生産拠点たる和歌山区域都市

開発区域の中心としての機能集積を図る。

橋本地域では、繊維等の地場産業の技術開発力の強化等による高度化や新市場開拓に取り組むとともに、京奈和自動車道、府県間道路等の交通基盤整備により、京阪神地域及び関西国際空港から至近距離に位置する立地条件を生かし、地場産業と調和を図りつつ、先端産業の集積を図る。

有田地域では、既存の石油産業との調和を図りながら、近畿自動車道紀勢線及び一般有料道路湯浅御坊道路のインターチェンジ周辺等への産業集積を図るとともに、地場産業の高度化、高付加価値化を推進する。

御坊地域では、一般有料道路湯浅御坊道路による京阪神地域への時間短縮の効果を最大限に生かすとともに、重要港湾日高港の利用促進を図り、既存産業の高度化や加工組立型産業、先端技術産業等の新規産業の立地を促進する。

ハ 商業では、経営の合理化・近代化を通じて体質の強化を図るため、情報機器の導入等によりITを活用した情報発信の強化など商店・商店街の情報化を推進し、経営指導の強化、商業団体の育成、流通の効率化を促進する。更に、中心市街地の空洞化の歯止めや賑わい・活力のあるまちづくりを推進する観点から、商店街等のコミュニティ機能の充実を図りつつ、商業基盤施設を整備する。

一方、観光・リゾートでは、和歌山地域には、国際海洋リゾート都市である和歌山マリーナシティがあり、橋本地域及び周辺には世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」があり、また御坊地域周辺には日本を代表する温泉保養地である白浜、龍神温泉等を有している。また、都市住民の憩いの場となっている大阪府南部との境界に位置する紀泉高原や植物公園緑花センター等のレクリエーション施設、加太、和歌浦、西有田、白崎海岸、煙樹海岸等の優れた自然景観、和歌山城、藤白神社、粉河寺、根来寺、紀三井寺、長保寺・善福院、興国寺、道成寺等の名所・旧跡・社寺等豊かな自然資源や特色ある歴史・文化資源等観光資源に恵まれている。

関西国際空港の至近に位置し、近畿自動車道紀勢線、JR紀勢本線などにより大都市圏から時間的にも位置的にも近距離にある当地域にとって、観光は、重要な産業の一つであるとともに、まちづくりの推進等地域の活性化につながる有力な施策である。

このため、当地域の豊かな自然や歴史文化などの観光資源を生かし、その特色や個性を発揮させるとともに、ホスピタリティあふれる観光地づくりを推進する。特に、ダイビング等の海洋レジャー基地、森林の「癒し効果」を利用した熊野古道などの長距離自然歩道や森林公園、観光地のトイ

レ、案内板、駐車場の整備を推進するとともに、外国人観光客の受け入れ態勢の整備や観光施設のネットワーク化、観光情報の発信機能強化に努める。

## 7. 土地の利用に関する事項

本区域は、和歌山市から御坊市に至る海岸に流れ込んでいる紀の川、有田川、日高川をはじめとする各河川で形成された平野とその背後の山地で占められている。臨海部の各河口を中心に市街地が広がり、紀の川上中流域にも市街地の著しい進展が見られる。また、河川流域の平坦部やその背後の台地、山麓地及び山腹地などでは、全国でも最大規模を誇る果樹園地としての利用が行われている。

今後、関西国際空港2期事業の推進や高規格幹線道路等の交通網の整備により、広域的な交流連携が促進されると予想される。

こうした状況から、今後の県土利用の基本方向は、土地は現在及び将来における限られた資源であり、生活及び生産活動を支える共通の基盤であるとの認識に立ち、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の特性を生かした健康で文化的な環境の確保と地域の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に進める必要がある。

これらの課題への対応として、土地の有効利用を図りつつ、都市的土地利用の高度化、農用地及び森林の有効利用、低未利用地の利用促進を図るとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組み合わせにより調和ある土地利用を進めるなど、地域の自然的、社会的特性を踏まえた上で、県土の有効かつ適切な利用に配慮する必要がある。

また、土地の利用に関しては、和歌山県土地利用基本計画等に即し、土地の利用に関する諸制度の適切な運営を図る。

なお、計画の基本的方向で示した各種プロジェクトの推進にあたっては、本区域が有する貴重な自然・歴史・文化資源の保全に努めることとする。

### (1) 和歌山地域

本地域は、京奈和自動車道や関西国際空港2期事業の推進、特定重要港湾和歌山下津港の充実等、陸・海・空のネットワークが結節する地域としての幹線道路及び地域内道路の整備を進める。

また、農用地の効率的利用を図り、都市的土地利用と自然的土地利用の計画的な調整を行う。和歌山市を中心に国際交流都市を目指した高次な都市機

能が集積する都市圏の整備を進め、歴史文化遺産や緑、水、沿岸海域等の豊かな自然環境を生かした都市近郊型のレクリエーションの場としての整備を図る。

(2) 橋本地域

本地域は、大阪府と奈良県に隣接し、大規模な住宅開発等も進行中であり、橋本市を中心に、大阪都市圏の通勤圏域の住宅地としてだけでなく、紀伊半島内陸部の拠点都市としての整備を図る必要がある。このため、京奈和自動車道をはじめとする幹線道路及び地域内道路の整備を進め、その効果を活かした土地利用を進めるとともに、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に代表される歴史文化遺産や自然資源を活かし、余暇活動や精神的やすらぎの場としての整備を図る。さらに、美しい田園風景を醸し出している農地や樹園地などについては、農林業振興のための基盤整備を進めるとともに、ゆとりと潤いのある空間として位置づけ、保全に努める。

(3) 有田地域

本地域は、近畿自動車道紀勢線及び一般有料道路湯浅御坊道路のインターチェンジ周辺や幹線道路周辺に産業拠点や生活拠点が形成されつつあるなど、土地利用が進んでいる。今後も、有田市と周辺地域との機能の連携を強め、計画的かつ一体的な都市機能の整備を図るとともに、豊かな自然を生かした快適な生活環境づくりを推進しつつ、自然とのふれあいの場の確保と整備を図る。また、幹線道路及び地域内道路の整備を推進するとともに港湾や漁港の整備、漁場の整備開発等、沿岸域の有効利用や農林業の振興を図るための基盤整備を進める。

(4) 御坊地域

本地域は、一般有料道路湯浅御坊道路により和歌山市及び京阪神地域へ直結し、また地方拠点都市地域としての整備の推進により、新たな土地利用が高まりつつある。今後も和歌山市や京阪神諸地域等との交流・連携を促進する陸海の交通基盤ネットワークの整備、重要港湾日高港の整備に努める。また、漁港の整備、漁場の整備開発等沿岸域の有効利用や農林業の振興を図るための基盤整備を進めるとともに、都市機能の充実強化や幹線道路・地域内道路の整備を進めることにより、自然的土地利用と都市的土地利用の調和した快適な生活環境の形成を図る。

## 8. 施設の整備に関する事項

計画の基本方向に基づき、自然環境・生活環境・生産環境の調和のとれた魅力ある定住環境を形成するため、施設の整備を進める。その計画の大綱は次のとおりである。

### (1) 宅地

合理的な土地利用を確保するため、市街地の防災対策、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮し、計画的な宅地開発事業を実施、良好な住宅用地、工業用地等を確保する。

#### イ 住宅用地

宅地利用増進のため、東和歌山第一、東和歌山第二、和歌山大学駅前周辺（以上和歌山市）、重根（海南市）、橋本林間田園都市、橋本隅田（以上橋本市）、また、秩序ある都市形成のため、中心市街地第一（橋本市）、海南駅東（海南市）等の土地区画整理事業を推進する。

また、和歌山宅地造成（和歌山市）、紀泉台西部地区（岩出市）等の宅地開発事業を推進する。

#### ロ 工場用地等

大阪湾ベイエリアにおける新たな高次生産拠点としての整備を推進するため、コスモパーク加太（和歌山市）等について工業用地としての利活用を検討する。

### (2) 交通施設

本区域の整備開発を図るため、交通事故の防止や環境の保全に配慮しつつ、道路・鉄道・港湾等交通施設の総合的な整備を推進する。なお、近畿圏、中部圏、四国さらには西日本全体との交流を促進するため、広域交流体系としての太平洋新国土軸及び関西圏の三つの環状道路の形成に取り組む。

#### イ 道路

本区域と京阪神地域及びその他地域と連絡する高規格幹線道路として、近畿自動車道紀勢線について、事業区間では海南吉備間（四車線化）の事業促進を図り、計画区間では吉備御坊間（四車線化）等の整備に向けて調査の促進を図る。また、京奈和自動車道について、橋本道路や紀北東道路、紀北西道路の事業促進を図る。

地域高規格道路としては、京阪神地域と和歌山地域との交流・連携をより一層図る観点から大阪橋本道路、第二阪和国道の整備促進を図る。

その他整備を進める主な幹線道路及び街路は次のとおりである。

- |       |  |
|-------|--|
| 一般国道  | 24号、26号、42号、370号、371号、424号、425号、<br>480号                         |
| 主要地方道 | 粉河加太線、和歌山橋本線、吉備金屋線、泉佐野岩出線、<br>有田湯浅線、広川川辺線、御坊美山線、高野口野上線、<br>海南金屋線 |
| 街路    | 西脇山口線、湊神前線、南港山東線、六十谷手平線、<br>松島本渡線、日方大野中藤白線、市駅小倉線                 |

#### ロ 鉄道

西日本旅客鉄道阪和線と南海電気鉄道南海本線による関西国際空港へのアクセスの充実を図るとともに、西日本旅客鉄道紀勢本線・和歌山線等の路線の維持確保に努める。さらに将来的な新在直通化（フリーゲージトレインの導入等）の可能性についても検討を進める。

また、和歌山市北西部の交通利便性を高める南海電気鉄道南海本線の和歌山大学新駅（仮称）の整備を促進する。

#### ハ 港湾

特定重要港湾和歌山下津港については、大阪湾ベイエリア地域の物流の効率化や機能分担に対応し、紀北地域の産業経済活動を支えるため、港湾の機能拡大を図り、幹線臨港道路等の整備を進めるとともに、良好な港湾環境を形成するため放置艇の収容施設の整備を進める。また、重要港湾日高港については、和歌山県中部地域の物資流通及び産業開発の拠点として、防波堤を整備し、第1期計画の完成に努める。さらに湯浅広港において災害に強い港湾整備を図るなど地方港湾の整備を進める。

#### ニ 漁港

漁港では、雑賀崎漁港等の整備を推進し、流通拠点港及び避難港としての機能の充実を図る。

### (3) 公園緑地

レクリエーション需要の増大と地区住民の生活環境向上のために、海南中央公園（海南市）、愛宕池公園、桃源郷運動公園（以上紀の川市）、中島公園（仮称）（岩出市）、かつらぎ公園（かつらぎ町）等の整備を図る。

また、コスモパーク加太（和歌山市）について公園緑地としての利活用を検討する。

なお、これらの公園緑地等の整備にあたっては、周辺の自然環境にも配慮しつつ進める。

(4) 供給施設及び処理施設

生活水準の向上、産業の発展等に対処し、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質を保全するため、次のとおり供給処理施設の整備を推進する。

イ 水道

水道水の安全性の確保、安定供給のため、水道事業の施設整備や統合化を進めるとともに、水道未普及地域の解消を図る。

ロ 工業用水道

本区域における工業開発の状況等を勘案しつつ、和歌山市等において、必要に応じ工業用水道の整備を図る。

ハ 下水道

公共用水域の水質保全、生活環境の改善等のため、紀の川流域下水道（伊都処理区）、紀の川中流流域下水道（那賀処理区）、和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、有田川町、美浜町、由良町の公共下水道及び御坊市の特定環境保全公共下水道を、また和歌山市、有田市は都市下水路を整備する。なお、農村地域については農業集落排水事業で整備する。

ニ 廃棄物処理施設

循環型社会形成の推進に必要なごみ処理施設を和歌山市、紀の川市、岩出市、伊都・橋本地域等において整備を図る。また、生活排水対策の重要性にかんがみ、地域の状況に応じ浄化槽の整備等を図る。

産業廃棄物の処理については、「廃棄物処理計画」に基づく処理場の整備、廃棄物の資源化、減量化等の総合的な処理体系の整備を図る。

(5) 河川、水路、海岸、治山、砂防等

周辺地域の開発に伴う洪水流出の増大に対処し、洪水に対する安全度を高めるため、河川環境の保全に配慮しつつ、紀の川水系、有田川水系、日高川水系、亀の川水系、日方川水系等の整備を図る。また、和歌川等の都市河川を整備し、環境の向上に努める。

また、和歌山下津港の海岸環境整備事業や高潮対策事業、湯浅広港の津波対策事業及び由良港、美浜海岸の海岸環境整備事業を推進するとともに沿岸部においては、避難計画等ソフト対策と連携した津波対策を推進する。

さらに、大滝ダム、紀の川大堰の建設を促進し、河川の総合開発を図るほか、紀の川、有田川、日高川水系等の治山、砂防事業を推進する。また、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を強力に進めるとともに、防災関連

情報の提供に努め、土砂災害に対する安全な地域づくりを図る。

(6) 住宅

世帯数の増加、建替等の需要により、必要な住宅建設戸数は約 33 千戸と見込まれ、主として和歌山市周辺等で需要が多い。このため、つつじが丘、貴志（仮称）、今福第 2（以上和歌山市）、北栄・宮西（湯浅町）等において計画的な住宅の供給を図る。

(7) 教育文化施設

小学校、中学校、高等学校及び盲・ろう・養護学校について、教育環境の充実を図るため、校舎等の新築、改造等計画的に整備を行う。また、和歌山大学観光学部の設置や和歌山工業高等専門学校改修など高等教育の充実を図る。

一方、区域住民が生活の潤いと心の豊かさを得られるよう、地域の文化環境の整備に努めるとともに、総合体育館（紀の川市）、文化ホール（湯浅町）等の整備を図る。

(8) その他の施設

イ 通信施設

情報化の進展に対応し、また、産業の高度化、生活・文化の向上を促進するため情報通信に係る基盤整備を積極的に進める。ブロードバンド環境の整備、携帯電話等移動通信用の鉄塔施設整備等を推進し、情報格差（デジタルデバイド）の解消に努める。

ロ 中央卸売市場

生鮮食料品等の取り引きの近代化及び流通の円滑化並びに品質管理の高度化を図るため、和歌山市中央卸売市場の整備を促進する。

ハ 医療施設等

慢性疾患の増加に伴う疾病構造の変化や健康増進意識の向上等により、保健医療を取り巻く環境は大きく変わりつつある。このため、日赤和歌山医療センター（和歌山市）や和歌山労災病院（和歌山市）など地域の基幹病院の整備に努める。

同時に初期から三次までの医療体制の整備を推進するとともに、特に休日・夜間における救急医療体制の充実を図る。

また、地域における健康相談、保健指導等の充実を図るため保健センター等の整備を進める。

## ニ 職業訓練施設

産業の高度化・多角化による労働市場の需給両面にわたる変化に対応し、地域の訓練ニーズに充分配慮した効果的かつ効率的な職業訓練を行うため、和歌山高等技術専門校等の充実を図る。

## ホ 社会福祉施設

高齢人口の増加や障害者の社会的自立の促進を図るため、指定介護老人福祉施設、ケアハウス、高齢者生活福祉センター、デイサービスセンター等の老人福祉施設等、由良あかつき園（由良町）等の知的障害者援護施設、知的障害者授産施設等の障害者福祉施設を整備するとともに、有功ヶ丘学園等の児童福祉施設、各種社会福祉施設等の整備を推進する。

## ヘ 農業生産施設

京阪神地域への農産物の安定供給に果たす本区域の役割が拡大する中、地域特性を最大限に活用した農業の振興を図るため、低コスト耐候性ハウス施設（御坊市・日高川町）や集出荷施設（かつらぎ町）、農産物直売所（海南市）及び鳥獣害防止施設等の農業近代化施設の整備を進めるとともに、国営かんがい排水事業（第二十津川紀の川地区）及び国営農業用水再編対策事業（大和紀伊平野地区）を推進する。さらに、かんがい排水施設（御坊市）の整備や、農地開発（九度山町）、ほ場整備（橋本市、御坊市）事業等の農業生産基盤整備を推進する。

## ト 木材加工供給施設

県産品である紀州材を安定的に供給していくため、木材加工体制の効率化や、消費者ニーズに対応した製品の生産加工施設等の整備を推進する。

## チ レクリエーション施設

地域の観光、レクリエーション施設の整備を推進する。

## リ 交番・駐在所施設

地域住民に身近な交番・駐在所が「生活安全センター」として、より一層機能するよう施設等の整備を図る。

## ヌ 防災関係施設

東南海・南海地震等の大規模災害に備えるため、応急・復旧対策の指令塔となる県防災センターを整備するとともに、本庁舎の行政機能を一部移転する。また、防災情報の一元化・高度化・共有化を図るための総合防災情報システムも併せて整備する。

更に、津波防災を教育啓発する拠点として「津波防災教育センター（仮称）」（広川町）の整備を行う。

## 9. 環境の保全に関する事項

本区域においては、公害関係法令及び和歌山県公害防止条例に基づく規制及び指導、各種の公害防止施設の整備等の環境保全施策を積極的に推進した結果、産業活動に起因する公害については、全般的に改善されてきている。しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化等を背景とした生活排水などによる都市内河川の水質汚濁や交通災害、廃棄物の問題などに加え、地球的規模で問題となっている酸性雨や地球温暖化などへの対応が大きな課題となってきている。このため、公害の防止はもとより、自然と人間とが共生することができる恵み豊かな環境を保全するとともに、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、和歌山県環境基本条例、和歌山県環境基本計画等に基づき環境保全に関する各種施策を総合的・計画的に推進する。

- イ 大気汚染については、自動車交通量の増加に伴う汚染への監視体制の強化を図るほか、工場等への立ち入り調査などを通じ、監視や適切な指導を行うとともに、未規制の有害大気汚染物質についても実態把握と排出抑制の対策を行う。
- ロ 水質汚濁は、海域及び一部の河川で環境基準を達成していない状況であり、今後とも監視を行っていく。工場等についても立ち入り検査の実施、排水基準、総量規制基準の遵守状況を監視するとともに、排水処理施設の維持管理の徹底を図る。生活排水については、水質汚濁防止法の趣旨に添った計画的な対策の推進を図り、さらに、多種多様な化学物質の普及に伴う公共用水域の汚濁防止に努める。
- ハ 騒音、振動については、土地利用状況を充分考慮して地域指定を行うとともに、自動車騒音や関西国際空港に係る航空機騒音についても、生活環境に支障がおよばないように、発生源対策、障害防止対策、土地利用適正化、道路構造の改善、交通流・交通量対策等の諸施策を推進し、騒音の監視を行う。悪臭については、工場・事業場等に対する監視、指導等現行の施策に加え、複合臭の問題に対応できる臭気指数規制の導入を検討する。公害苦情については、日常生活に起因するものが増加しており、県民の環境に対する意識の向上を図る。
- ニ 一般廃棄物については、廃棄物の発生抑制、再資源化や適正処理が重要であり、あらゆる段階において、減量化・リサイクルに努める。また、合併処理浄化槽の普及促進を図ることにより、生活雑排水対策をも図っていく。産業廃棄物については、適正処理・処分の監視・指導の強化と、広域的な処理体制の確立を図るとともに、排出事業者処理責任の原則を踏まえ、

排出量の減量化や再生利用・再資源化の一層の推進を図る。

- ホ 自然環境の保全については、地域における多様な生態系の健全性を維持するとともに、自然と人間との共生を確保するため、自然環境保全地域や自然公園等のすぐれた自然の保全と適正利用に努めるとともに、市街地及びその周辺等の都市公園、緑地、河川空間、保健休養機能を有する森林等を保全・整備し、快適な環境づくりを推進する。また、一人ひとりが自然とのふれあいを大切に、豊かで快適な環境の創造・保全を図るという意識の高揚や行動を心がけるよう環境教育を推進する。
- ヘ 地球環境問題については、人類共通の課題であると同時に、その影響が県民の生活や生命にも及ぶおそれがあることから、「地球規模で考え、足下から行動を」の認識のもと、日常生活や事業活動の中で温室効果ガス、とりわけCO<sub>2</sub>の排出削減や吸収源対策に積極的に取り組むとともに、資源の循環的な利用などを推進し地球環境の保全に努める。
- ト 大規模な開発事業等の実施にあたっては、和歌山県環境影響評価条例等に基づき、事前にその環境への影響について調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき環境保全について適正配慮することにより、良好な環境の確保に努める。

## 10. 防災対策に関する事項

本区域は、過去において南海地震に代表される地震や津波により大被害が発生するとともに、風水害や梅雨期の大雨により、毎年人的・物的被害がもたらされており、今後もこうした自然災害や都市構造の複雑化などによる多種多様な災害の発生が予想される。こうした災害に系統的、総合的に対処するため、和歌山県地域防災計画や和歌山県地震防災対策アクションプログラム、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、災害に強いまちづくりを目標に、治山・治水をはじめとする防災施設やライフライン等の都市基盤を整備するとともに、幹線道路の多重化、道路情報ネットワークシステムの充実等を通じて、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、災害時における緊急輸送道路の確保及び物資等の備蓄・輸送の確保、総合防災情報システム・防災センターの整備や緊急医療体制の充実等を推進する。

### (1) 震災対策に関する事項

地震に強い都市構造を形成するため、防災関係施設の整備、密集市街地の解消等を計画的に実施するとともに被害を未然に防止する交通基盤の整備や生活基盤の強化につながるライフラインの共同収容施設である共同溝・電線

共同溝等の整備を推進する。また、災害発生時における交通網やライフラインの代替性の確保に努め、災害の早期復旧を可能とする緊急輸送道路の整備を推進する。同時に道路、河川、港湾、砂防、ため池等の危険個所の点検を行い、必要な対策を講じることにより、地震による災害の軽減を図る。

さらに、防災拠点施設や県有施設の耐震診断や補強工事を計画的に実施し、復旧への取り組みが確実に進められるようにする。また、民間住宅における耐震診断及び改修に対する支援を行う。なお、これらハード対策とともに啓発や情報提供等のソフト対策を併せて推進し、効果的な震災対策を図るものとする。

## (2) 風水害対策に関する事項

風水害対策については、洪水、がけ崩れ等の発生が予想される危険個所について、ハザードマップを作成するとともに、今後、護岸等の補強工事や浸水対策、土砂災害対策等の整備事業を推進する。